

社会福祉法人光林会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人光林会の理事、監事、評議員(以下「役員等」という。)及び各種委員に対して支給する費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償並びに旅費)

第2条 役員等及び各種委員が命令を受け職務のため花巻市外に出張したときは、その費用を弁償する。

2 役員等が花巻市内において開催される会議に出席した場合は、日額5,000円の費用を弁償するものとする。ただし、社会福祉法第45条の18第1項に規定する監事の職務執行する場合は、日額7,000円の費用を弁償するものとする。

3 社会福祉法人光林会評議員選任・解任委員会委員の運営に関する規程第3条に規定する委員会委員(事務局員を除く。)が花巻市内において開催される委員会に出席した場合は、日額5,000円の費用を弁償するものとする。

4 社会福祉法人光林会苦情解決及び施設サービス評価(改善)事業実施要領第3事業の実施体制(2)④に規定する第三者委員が、花巻市内において開催される委員会に出席した場合は、日額3,000円の費用を弁償するものとする。

(費用弁償及び旅費の種類)

第3条 費用弁償及び旅費(以下「旅費等」という。)の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費等の計算)

第4条 旅費等は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、職務上必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じて支給するものとし、その額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。

(1)乗車に要する運賃。

(2)急行料金及び特別急行料金を要する路線による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか急行料金及び特別急行料金。

(3)新幹線を利用する場合は、第1号に規定する運賃のほか座席指定料金(グリーン車を除く)。

2 前項に規定する急行料金、特別急行料金及び新幹線座席指定券は片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。

(船 賃)

第6条 船賃は、水路出張について路程に応じ支給するものとし、その額は普通旅客運賃とする。

(航空賃)

第7条 航空賃は、職務の必要上特に航空路により出張する場合に限り支給する。

(車 賃)

第8条 車賃は、陸路出張について路程に応じ支給するものとし、その額は別表による。ただし、乗合自動車の運行する路線での出張については、その実費とする。

(日 当)

第9条 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は別表による。

(宿泊料)

第10条 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は宿泊地の区分に応じ別表による。

(費用弁償及び旅費の調整)

第11条 役員等及び各種委員に支給する費用弁償及び旅費は、予算の範囲内で実費を支給することが出来る。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の規定は、平成29年2月1日より施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 社会福祉法人光林会理事及び監事の費用弁償及び旅費に関する規程
- (2) 社会福祉法人光林会評議員の費用弁償及び旅費に関する規程
- (3) 社会福祉法人光林会第三者委員の費用弁償及び旅費に関する規程

別表

区 分		金 額
		役員等、各種委員
日 当	県内	2,300円
	県外	3,500円
宿 泊 料 (1夜につき)	県内	11,000円
	県外	15,000円
車 賃		1キロメートルにつき45円

社会福祉法人光林会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程に係る 費用弁償の算定根拠について

社会福祉法人光林会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程第2条第2項に規定する日額費用弁償の算定根拠は次のとおりとする。

1 基本的な考え方

社会福祉法人光林会役員等の日額費用弁償の算定にあたっては、社会福祉法人の公共性や性質等を考慮し、国が示す「謝金の標準支払基準(Ver. 1-4)」(平成21年7月1日各府省等申合せ、平成22年1月20日、平成24年3月30日、平成26年3月31日及び平成27年3月6日一部改定)を参考に算定する。

2 算定の根拠

①理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

「謝金の標準支払基準(Ver. 1-4)」第2支払基準の1. 会議出席謝金支払基準の【別表1】、職名別単価「委員(会員)・臨時委員」の区分⑦の時間単価3,900円を基本とし、通常開催される会議の時間数を勘案し、1回の出席につき5,000円とする。

②社会福祉法第45条の18第1項に基づく監事の監査等に立ち会った場合の費用弁償

監事が監査を行う場合や所轄庁の指導監査等の立会の場合などは、通常2時間を超えることが多いことから、「謝金の標準支払基準(Ver. 1-4)」第2支払基準の1. 会議出席謝金支払基準の【別表1】、職名別単価「委員(会員)・臨時委員」の区分⑦の日額単価7,900円を基本としつつ、従前の従事状況も勘案し7,000円とする。